

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年 2月25日(火)

今週のことば

自動車の出張整備

国交省は、車の点検整備において認証工場で行う必要がある特定整備(ブレーキパッド交換など)をユーザーの自宅等で行えるように規制緩和する。本年6月施行予定。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/24(月) 先負 振替休日、ロシアのウクライナ侵襲から3年
25(火) 仏滅
26(水) 大安 G20財務相・中央銀行総裁会議
27(木) 赤口
28(金) 友引 旧暦2月1日、12月決算法人の確定申告ほか
3/ 1(土) 先負 春の全国火災予防運動
2(日) 仏滅 東京マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/17(月)	39,174 △ 25	151.87 △0.86
18(火)	39,270 △ 96	152.05 ▼0.18
19(水)	39,165 ▼105	151.65 △0.40
20(木)	38,678 ▼487	150.16 △1.49
21(金)	38,777 △ 99	150.56 ▼0.40

事業承継税制における後継者要件の緩和

令和7年度税制改正では、法人版事業承継税制の特例措置や個人版事業承継税制を適用して贈与による承継を行う際の後継者要件が見直される予定です。

◆ 令和8年3月までに承継計画の提出が必要

法人版事業承継税制は後継者が非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度であり、一般措置を拡充した特例措置(*全株式が納税猶予の対象、*納税猶予割合は贈与税・相続税ともに100%、*雇用確保要件が未達成でも猶予が継続可能など)は令和9年12月末までの贈与・相続等について適用されます。また、個人事業者の事業用資産の贈与・相続等が対象となる個人版の適用は令和10年12月末が期限となります。

ただし、法人版特例措置や個人版の適用を受ける場合には前提条件として、承継時までの経営見通し等を記載した承継計画を策定し、令和8年3月までに都道府県へ提出することが必要となります。

◆ 改正により贈与時の後継者要件を緩和

これまで法人版の特例措置や個人版を適用して後継者に非上場株式等又は事業用資産を贈与する場合、後継者は「贈与の日まで3年以上継続して役員等であること(個人版の場合は3年以上継続して事業等に従事していたこと)」が要件となっていました。改正により役員等である期間を撤廃し「贈与の直前において役員等であること」に見直されます。

この改正は、令和7年1月以後の贈与について適用される予定です。

なお、相続時における役員就任等の要件(相続の開始直前に役員等であること)に変更はありません。

■ この記事の詳細は、情報BOX 201508

相続土地国庫帰属制度で1324件を承認

相続等によって不要な土地を取得した場合に、相続人が法務局に申請し承認を受けることで国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」が令和5年4月27日から開始されています(申請時に審査手数料、承認を受けた場合には負担金の納付が必要)。

法務省によると本年1月末時点で3343件の申請があり、そのうち既に国の引き取りが実施された件数は1324件(宅地518件、農用地405件、森林63件、その他338件)となっています。

また、引き取ることができない土地(*建物がある、*境界が明らかでない、*担保権や使用収益権が設定されているなど)に該当し、却下・不承認となった件数は100件ありました。

4月に創設される育児関連給付金

本年4月から雇用保険の被保険者に対する新たな給付金として、①「出生後休業支援給付金」及び②「育児時短就業給付金」が創設されます。

①は子の出生直後の一定期間に、両親とも14日以上の子育て休業を取得する場合(配偶者がいない場合や就労していない場合などは本人のみ)、既存の子育て休業給付(休業前賃金の67%)と併せて休業前賃金の13%相当額を支給するものです。

また、②は子が2歳未満の期間に時短勤務した場合、時短中の賃金の10%相当額を支給します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

事業承継税制（贈与時）における後継者の役員就任要件等の見直し

◆事業承継税制における後継者の役員就任要件等の見直し

- ・令和 7 年度税制改正大綱では、令和 9 年（2027 年）12 月末までの時限措置である法人版事業承継税制の特例措置について、同特例措置を適用して後継者が非上場株式等の贈与を受ける場合に、後継者は「贈与の日まで 3 年以上継続して役員等であること」とする要件により令和 6 年 12 月末までに役員に就任している必要がありましたが、この役員就任要件の見直しを行い「贈与の直前において役員等であること」とします。
- ・また、令和 10 年（2028 年）12 月末までの措置である個人版事業承継税制についても同様の見直しを行い「贈与の日まで 3 年以上継続して事業等に従事していること」とする事業従事要件を「贈与の直前において事業等に従事していること」とします。
- ・上記の改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後の贈与について適用します。

◆事業承継税制の概要

事業承継税制は、経営承継円滑化法に基づく認定のもと、法人や個人事業の後継者が取得した一定の資産について贈与税や相続税の納税を猶予する制度で、非上場会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」と、個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」があります。

◎法人版事業承継税制

- ・後継者である受贈者・相続人等が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により猶予されている贈与税・相続税が免除される制度です。
- ・本制度には適用期限のない「一般措置」と、事業承継を集中的に進めるため平成 30 年度税制改正で 10 年間（平成 30 年～令和 9 年）の時限措置として創設された「特例措置」があります。
- ・本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受け、報告期間中（原則として贈与税又は相続税の申告期限から 5 年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。
- ・贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を贈与者から相続等により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認を受けることで相続税の納税猶予ができます。
- ・「一般措置」と「特例措置」の基本的な仕組みは同じですが、以下のような違いがあります。

	一般措置	特例措置
事前の計画策定等	不要	令和 8 年 3 月 31 日までに「特例承継計画」を都道府県知事に提出
適用期限	なし	令和 9 年 12 月 31 日までの贈与・相続等
対象株数	総株式数の最大 2/3 まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継パターン	複数の株主から 1 人の後継者	複数の株主から最大 3 人の後継者
雇用確保要件	承継後 5 年間で平均 8 割の雇用維持が必要	未達成の場合でも猶予継続可能

◎個人版事業承継税制

- ・青色申告に係る事業（不動産貸付業等を除く）を行っていた個人事業者の後継者として円滑化法の認定を受けた者が、令和 10 年 12 月末までの贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合に、青色申告に係る事業の継続など一定要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税を猶予し、後継者の死亡など一定事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される制度です。
- ・適用を受ける場合は令和 8 年 3 月末までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります。
- ・制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた①宅地等（400 m²まで）、②建物（床面積 800 m²まで）、③建物以外の減価償却資産（固定資産税の課税対象とされているものや、自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの）で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていた資産をいいます。